

1 主な規制内容の比較

		神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例	改正健康増進法
学校、病院、児童福祉施設等、行政機関庁舎		・ 禁煙 (喫煙室設置可)	・ 敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)
上記以外の施設		・ 禁煙又は分煙 (喫煙室設置可) ※ただし、小規模飲食店は特例あり	・ 禁煙 (喫煙室設置可) ※ただし、小規模飲食店は特例あり
飲食店	大規模飲食店	[調理場を除く面積100㎡超] ・ 禁煙又は分煙 (喫煙室設置可)	[客室面積100㎡超] ・ 禁煙 (喫煙室設置可)
	小規模飲食店	[調理場を除き100㎡以下] ・ 禁煙又は分煙 (努力義務)	[既存店で個人又は中小企業かつ客室面積100㎡以下] ・店の判断で 喫煙可 ※新規店舗は特例なし ※中小企業…資本金又は出資総額5,000万円以下(子会社除く)
小規模宿泊施設 (事業用面積700㎡以下)		・ 禁煙又は分煙 (努力義務)	・ 禁煙(喫煙室設置可)
一部の風営法施設等 (ぱちんこ店等)			
加熱式のたばこ		・紙巻きたばこと同様の規制	・紙巻きたばこと規制を異にする ※加熱式たばこ(指定たばこ)専用の喫煙室では、飲食等をしながらの 喫煙可
二十歳未満の者		・喫煙区域への立入禁止 (従業員は除く)	・喫煙区域への立入禁止 (従業員も含む)
「禁煙」の表示		義務	義務付けなし
罰則		[施設管理者] 5万円以下の過料 [喫煙した個人] 2万円以下の過料	[施設管理者] 50万円以下、30万円以下、あるいは20万円以下の過料 [喫煙した個人] 30万円以下の過料
施行主体		県	① 都道府県(②以外の区域) ② 政令市、保健所設置市
施行時期等		平成22年4月1日	① 平成30年1月24日 一部施行 ② 平成31年7月1日 一部施行 ③ 平成32年4月1日 全面施行